

# みえスポーツ応援マスコット「とこまる」着ぐるみ貸出要領

## 1 目的

この要領は、みえスポーツ応援マスコット「とこまる」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」といいます。）を、各種イベント、競技大会及びスポーツ教室等（以下「行事」といいます。）に貸し出す際に必要な事項を定めるものとします。

## 2 貸出を認める行事

貸出を認める行事は、次の各号に掲げるとおりとし、貸出は原則1行事につき着ぐるみ1体とします。

- (1) 三重県及び三重県内各市町が主催する行事
- (2) 公益財団法人三重県スポーツ協会及び三重県内各市町スポーツ協会が主催する行事
- (3) 三重県内各競技団体及び三重県障がい者スポーツ協会が主催する行事で、営利を目的としないもの
- (4) 民間企業が主催する行事で、スポーツや健康増進に関する社会貢献活動等、県政運営上有益であると認められるもの
- (5) 三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課（以下「担当課」といいます。）が適当と認める行事

## 3 使用の承認

- (1) 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」といいます。）は、事前に担当課に使用希望日を電話等で連絡したうえで、「とこまる」着ぐるみ借用申込書（様式1）を提出するものとします。

なお、申込みについては、原則として使用予定日の2か月前から先着順で受け付けます。

- (2) 担当課は、前項による申込みが適当と認められるときは、当該借用申込書の写しに承認日及び借用期間を記載のうえ、借用希望者に通知します。
- (3) 担当課は、使用の承認にあたって借用希望者に対し条件をつけることがあります。

## 4 貸出及び返却

- (1) 着ぐるみの貸出を受ける者（以下「借用者」といいます。）は、着ぐるみを担当課から直接受け取り、使用後は速やかに直接返却してください。なお、返却の際に「とこまる」着ぐるみ使用報告書（様式2）をあわせて提出してください。
- (2) 着ぐるみの受取、使用及び返却に係る運搬は借用者が責任をもって行い、費用がかかる場合は借用者が負担するものとします。
- (3) 借用者は、借用申込書提出後、借用の見込みがなくなった場合には、速やかに担当課に申し出るとともに、既に着ぐるみを受け取っている場合は、速やかに返却するものとします。

## 5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とします。

## 6 貸出料

貸出料は、無料とします。

## 7 遵守事項

- (1) 借用者は、着ぐるみを善良な管理者の注意をもって適正に使用するものとします。
- (2) 借用者は、着ぐるみの使用中の取り扱い及び使用後の手入れについて、別紙の注意事項を遵守しなければなりません。
- (3) 借用者が次の各号に該当する行為を行うことを禁じます。担当課の注意にもかかわらず是正されない場合、着ぐるみの貸出を中止し、当該借用者に対し以後一切の貸出を認めない等の措置をとる場合があります。
  - ①みえスポーツ応援マスコット「とこまる」のキャラクターイメージを損なうような活動をする事。
  - ②着ぐるみを使用して営利目的の活動を行うこと。
  - ③着ぐるみを使用してスポーツの品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる活動をする事。
  - ④着ぐるみを使用して、法令、公序良俗に反し、または反する恐れがある活動をする事。
  - ⑤着ぐるみを使用し、特定の個人、政党、宗教団体を支援もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがある活動をする事。
  - ⑥着ぐるみを第三者に転貸すること。

## 8 原状回復義務

借用者は、貸出期間中に着ぐるみを滅失、汚損またはその他の損害を与えた場合には、現物の補てんまたは修繕、クリーニング等にかかる費用を負担するものとします。

## 9 損害賠償

- (1) 借用者は、貸出期間中に、着ぐるみの使用に起因する損害を第三者に与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとします。
- (2) 着ぐるみの使用により借用者が被った損害に対しては、担当課及び三重県は一切その責めを負わないものとします。

## 10 その他

その他、この要領に定めのない事項は、担当課と借用者が協議して決定するものとします。

### 附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。